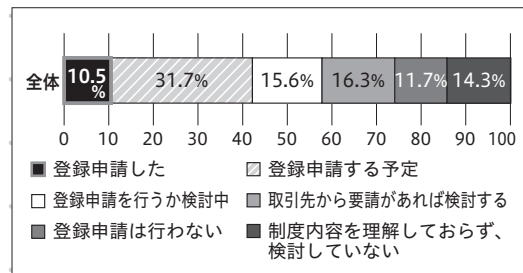


# 施行が来年に迫るも 事業者の対応は進まず… 取引先に早期の準備を促そう

2 023年10月1日に施行が迫るインボイス制度は、仕入税額控除の新方式である。仕入税額控除とは、免税事業者や簡易課税制度の適用事業者以外の事業者が、消費税の納付額を算出するための処理のことだ。課税売上などに係る消費税額から課税仕入れなどに係る消費税額を差し引くことができる。施行以降、原則として買い手はインボイスを受け取れなければ仕入税額控除ができない。事業者によっては税負担が増えてしまうおそれがある。

ただ、事業者の対応は進んでいない。日本商工会議所・東京商工会議所の調査（「消費税インボイス制度」と「バックオフィス業務のデジタル化」等に関する実態調査結果）によると、42・2%の事業者はインボイス制度導入に向けて「特に何もしていない」と回答した。インボイス

●インボイス発行事業者の登録申請状況



(出所) 日本商工会議所HPより抜粋

発行事業者への登録申請が済んでいる事業者も10・5%と少数だった(図表)。

**対応を後回しにせず  
早めの準備を喚起**

準備の遅れの背景には、理解不足がある。前述の調査では、事業者へインボイス制度導入に向けた課題についても質問。すると「そもそも制度が複雑でよく分からない」が47・2%と最多だった。

経過措置があることから、対応が後回しになっている可能性もある。インボイスを発行できない事業者からの仕入れであっても、施行開始から3年間は課税仕入れの80%が控除可能だ。段階的に控除率を下げながら、経過措置は2029年9月30日まで続く。

とはいえ多くの事業者にとって、買い手としての準備には多くの時間がかかるだろう。仕入先にインボイス発行事業者への登録状況を確認し、場合によっては価格交渉や取引の見直しも検討する。環境の整備も必要になるかもしれない。電子帳簿保存法への対応として、データで受け取ったインボイスを適切に保存するために、設備の導入が必要になるケースもある。担当者は、インボイス制度の概要と併せてこうした準備の必要性について伝え、早期の取組みを促そう。

## 第2特集

# 買い手企業にアドバイスしたい インボイス対応の ススメ

**適** 格請求書等保存方式（インボイス制度）の施行まで1年を切った。特に買い手企業にとっては税負担が増しかねないため、取引先へのアドバイスは外せない。制度の概要やインボイス保存の注意点など、買い手企業へアドバイスすべき点を解説する。



の「インボイス制度」が  
とした請求書を保存して  
税務署に登録され